

第 部 総 論

第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨

わが国では、障害者基本計画において定めた「障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会」をめざす「ノーマライゼーション」の実現に向け、障がいの生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。また、平成15年度からは、障がいの自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度が導入され、障がいの生活支援のためのサービスの拡充がなされてきました。

しかしながら、障がい福祉サービスについては、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい別の縦割りのために、サービスの事業体系がわかりにくいこと、精神障がい者に対するサービスが支援費制度の対象となっていなかったこと、また、ホームヘルプサービス等の提供体制の未整備により、地域によるサービスの格差があることなどが指摘されてきました。

こうした制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人々が自立した生活を営むことができるよう、平成17年度に障害者自立支援法が制定され、平成18年度から、新しい制度のもとに障がい福祉サービスが提供されるようになりました。この法律では、サービスの計画的な提供を図るために「障がい福祉計画」の策定が市町村に義務づけられ、本市においても、平成19年3月に平成20年度を目標年とする「第1期小美玉市障がい福祉計画」を策定し、サービスの提供を推進してきたところであります。

一方、本市は平成18年3月に旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、新市「小美玉市」として誕生し、平成20年3月には、本市の目指すべき将来像とそれを実現するための施策を盛り込んだ「小美玉市総合計画」を策定し、新市としての歩みを始めたところです。本市行政の基本指針となる総合計画が定められ、今後は各行政部門の施策展開の指針の策定が求められているところです。障がい者部門においては、障がい者基本法に基づく「市町村障がい者計画」が、今後の障がい者行政運営の指針となるもので、これまでの旧3町村の障がい者行政を踏まえ、また、自立支援法に基づく障がい者のための福祉サービス制度を踏まえ、その策定が求められています。

本計画の策定は、以上のような背景のもとに行うもので、障害者基本法に基づく「第1次小美玉市障がい者計画」(以下、「障がい者計画」と略称する。)と障害者自立支援法に基づく「第2期小美玉市障がい福祉計画」(以下、「障がい福祉計画」と略称する。)を合わせて、一体の計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は「第1次小美玉市障がい者計画」と「第2期小美玉市障がい福祉計画」の2つの計画で構成されます。

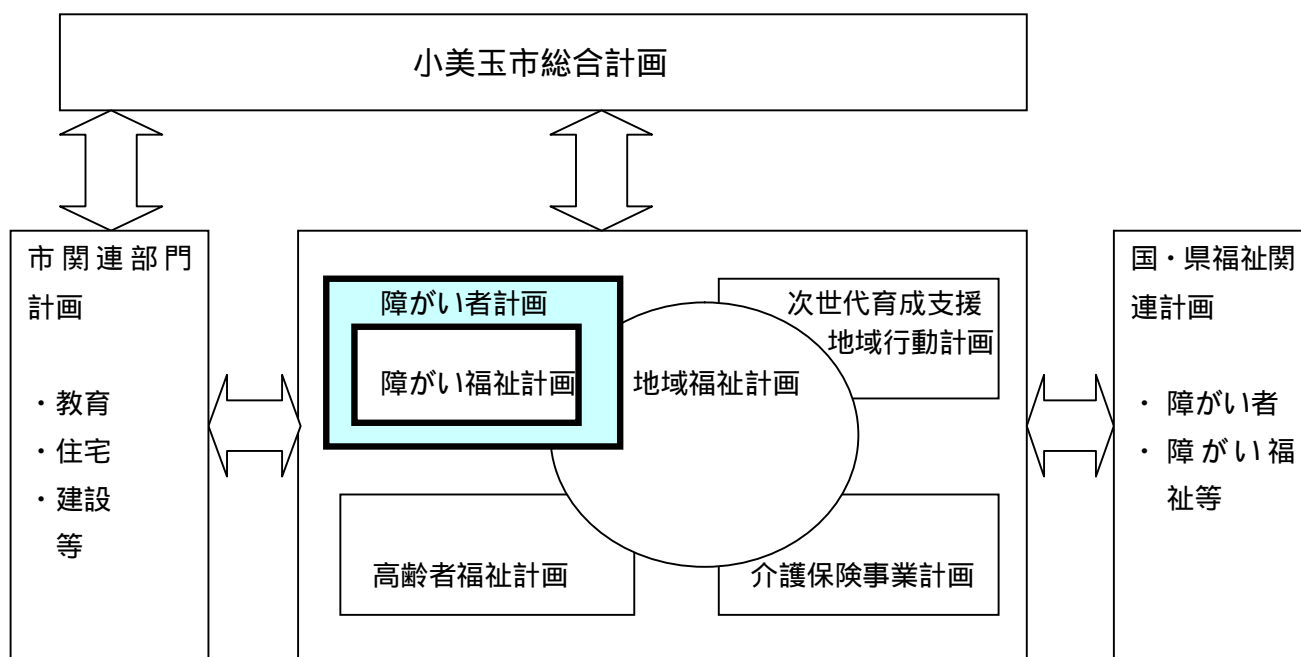
「障がい者計画」は、障害者基本法第9条の3に基づく「市町村障がい者計画」として定める計画で、国及び県の障がい者計画を踏まえ、本市の障がい者の総合的な施策を推進するための行政運営並びに障がい者施策に関わる団体などの取り組みの指針となる計画として位置づけられます。

「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として定める計画で、障がい者計画を上位計画とし、障がい者の生活支援のための障がい福祉サービスの実施計画として位置づけられます。

(2) 他計画との連携

地方自治法に基づく市町村基本構想（総合計画）は、市町村行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置づけられます。また、地域福祉計画のほかに、保健福祉行政に関するものとして、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「次世代育成支援地域行動計画」などがあり、それらとの調和を図るとともに、市関連部門との調整を図らなければなりません。

さらに、国、県の障がい者計画、障がい福祉計画、指針を基本とし、これに則した計画を策定しなければなりません。

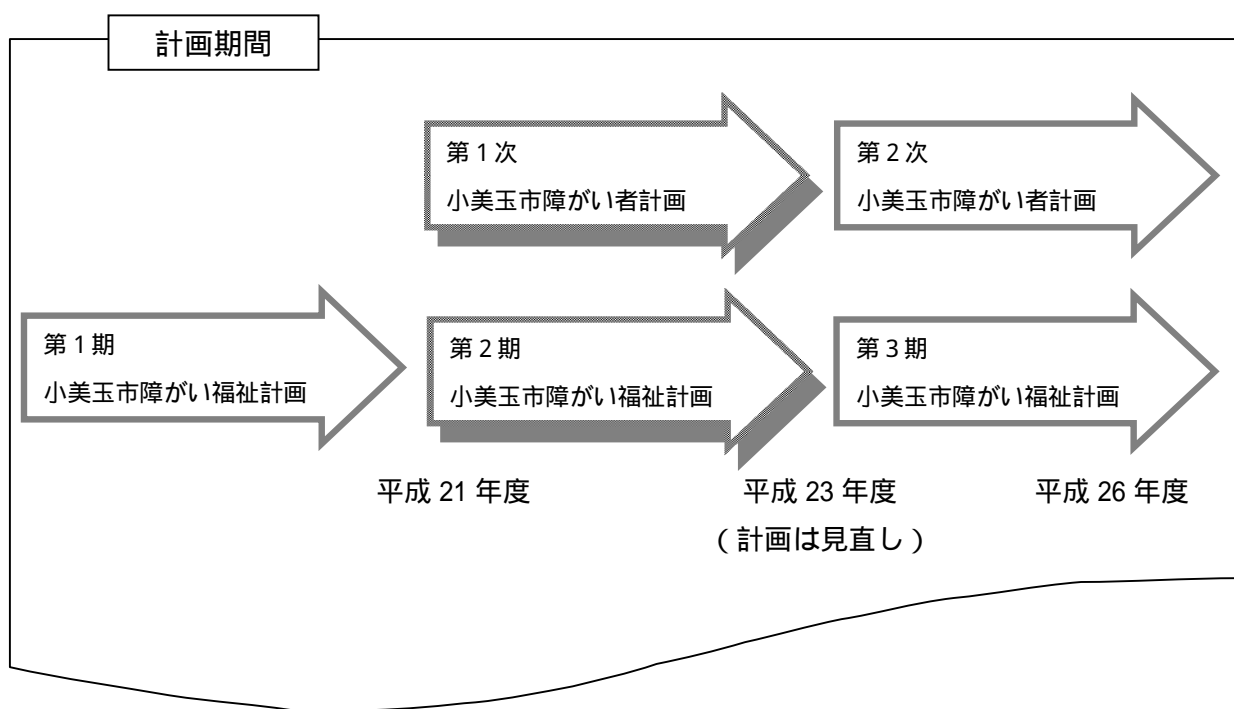


3. 計画の期間

「第1次小美玉市障がい者計画」および「第2期小美玉市障がい福祉計画」の計画期間は、ともに平成21年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする3か年計画とします。

「第2期小美玉市障がい福祉計画」は、障がい者の生活支援のための障がい福祉サービスの実施計画であり、障がい者の意向、社会情勢の変化に対応し、的確にサービスを提供することが求められていることから、計画期間を3か年とします。

また、「障がい者計画」は「障がい福祉計画」との緊密な連携のもとに計画の推進を図ることが求められていることから、計画期間を同一とします。



4. 計画の対象者、障がい者

障がい者計画においては、障がい者福祉に関する施策を社会全体で推進していくことを目的としていることから、計画の対象者は全市民とします。また、この計画でいう「障がい者」とは、障害者基本法に定める身体、知的、精神に障がいがある人と、難病患者等で、長期にわたり生活上に支障がある人々を総称しています。

障がい福祉計画は、障がい福祉サービスの実施計画であり、障がい者および障がい者に係る行政、サービス提供事業者、障がい者関係団体、保健医療機関、NPO等民間団体が計画の対象者です。この計画でいう「障がい者」とは、障がい福祉サービスの提供対象者であり、以下の人を対象とします。

- 身体障害者福祉法に規定されている身体障がい者
- 知的障害者福祉法にいう18歳以上の知的障がい者
- 精神保健福祉法に規定されている18歳以上の精神障がい者
- 児童福祉法に規定されている障がい児および18歳未満の精神障がい者

5. 計画の策定体制

本計画の策定は、以下の体制で行いました。また、次の点に考慮して調査、計画検討を実施しました。

(1) 障がい者の実態把握

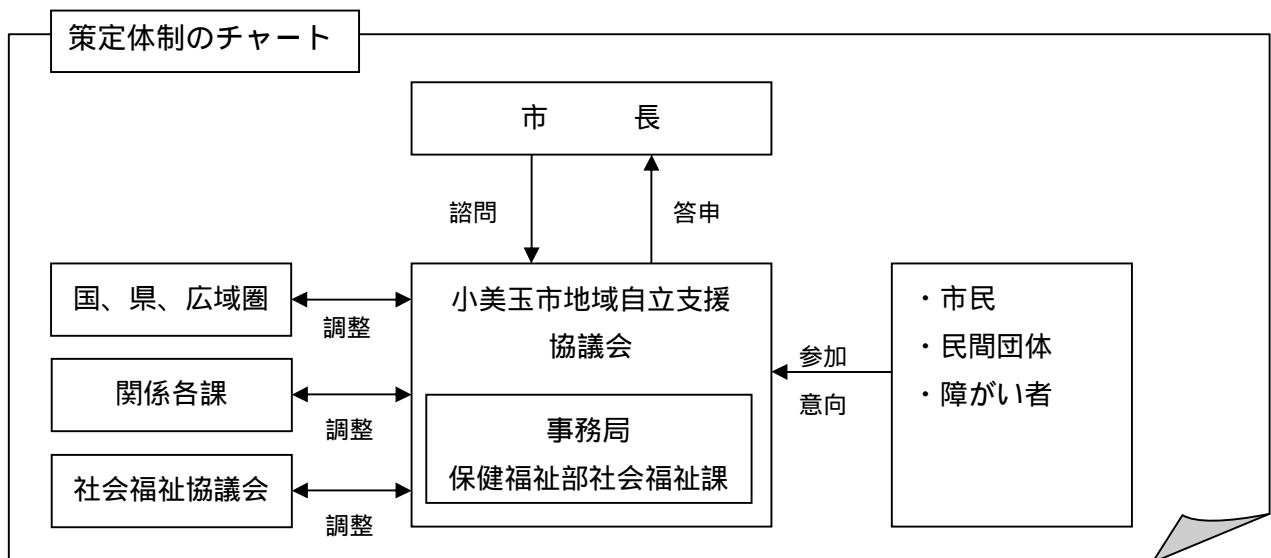
本市障がい者の生活実態、障がい者施策、福祉サービスの利用実態、利用意向を踏まえ、より実現性の高い計画とするため、障がい者に対するアンケート調査、また、障がい者関連団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

(2) 自立支援協議会による計画審議

本計画の策定にあたっては、本市の障がい福祉の関係する関係者、機関、団体から広く意見を聴取し、審議するために、小美玉市地域自立支援協議会に諮問し、審議しました。

(3) 計画実施部門との連携

計画の策定にあたり、関係各課、保健・医療・福祉団体等との十分な調整を図りました。



第2章 計画の基本理念・目標

1. 基本理念

国の「障害者基本計画」、茨城県の「いばらき障害者いきいきプラン」を踏襲し、本計画の基本理念をつぎのように定めます。

障がいのある人もない人も、地域で、互いに支えあい、生き生きと活動するとともに、障がいのある人も持てる能力を最大限に発揮し、あらゆる分野に参加することができるよう、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念とします。

基本理念

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

2. 基本目標

本市の保健福祉部門の基本目標のもとに、障がい福祉の充実のために、6つの基本目標を掲げます。

本市まちづくりの保健福祉部門の基本目標

ぬくもりにあふれる健やかなまち

市民誰もが住み慣れた地域で安心して健やかにくらすよう、保健・福祉・医療の相互連携を強化するとともに、人にやさしいまちづくりを進めることにより、ぬくもりにあふれる健やかなまちを目指します。

障がい福祉の6つの基本目標

1 市民への理解促進・啓発

2 生活支援の充実

3 保健・医療の充実

4 生活環境の整備

5 就労の充実

6 教育・育成の充実

1 . 市民への理解促進・啓発

市民すべてが、障がいのある人もない人も、一人ひとり人間として尊重しあうことが、社会形成の基本となります。市民が障がい者に対する理解を深めることが重要であり、各種広報活動、イベント、教育の場、ボランティア活動など、あらゆる場において、理解促進、啓発を図るとともに、交流を深め、ノーマライゼーションの社会実現に努めます。

2 . 生活支援の充実

障がい者の日常生活の安心、安全が確保され、普通の日常生活を送るためには、障がい者の生活を支援するサービスの充実が重要です。障がい福祉サービスの体系のもとに、適切なサービスの提供を図るとともに、障がい者のための相談支援、情報提供体制の充実を図ります。

3 . 保健・医療の充実

健康な生活は市民すべての共通の願いです。そのためには、障がいの予防に向けた健康づくり、障がい者にとっては健康を保持し、増進するための保健・医療の充実は重要です。保健と医療の連携を深め、障がいの早期発見・治療、障がいの軽減のための医療・リハビリ訓練など、障がいに応じた適切な保健・医療サービスの充実を図ります。

4 . 生活環境の整備

障がい者が普通にまちで生活できるように、住まいや建物、道路・交通などの生活環境を整備を行政・民間企業・市民が一体となって推進します。各種の施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインを推進します。また、障がい者が安心して地域で生活できるように、防災・防犯体制の充実を図ります。

5 . 就労の充実

障がい者が自立と社会参加を実現するためには、就労は不可欠です。障がい者が社会において自らの能力を発揮し、自立した生活が実現できるよう、障がい者の能力開発、雇用機会の拡大、就労環境の改善を、行政・民間企業・団体が一体となって推進します。

6 . 教育・育成の充実

障がい者が社会の中で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいのある人生が送れるようになるためには、障がい児の教育、育成は重要です。子どもたちの可能性を伸ばし、成長を促すため、個々の障がいに応じた適切な学習機会の確保、育成支援の充実を図ります。

3. 施策の体系

施策の体系図（A 3版）

施策の体系

